

■令和2年第3回定例会議案一覧

議案番号	77	78	79	80	81	82	令和2年度補正予算	83	84	85	86	94	令和元年度歳入歳出決算認定	87	88	89	90	91	92	93
	市立学校設置条例の一部改正	職員の給与に関する条例の一部改正	市立学校設置条例の一部改正	斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正	印鑑条例の一部改正	市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	令和2年度補正予算(第5号)	一般会計補正予算(第5号)	国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	下水道事業会計補正予算(第1号)	一般会計補正予算(第6号)	令和元年度歳入歳出決算認定	一般会計	国民健康保険特別会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	田原福祉専門学校特別会計	後期高齢者医療特別会計	水道事業会計利益の処分及び決算認定

議案番号 議員提出議案

意見書1	意見書2	意見書3
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書	社会資本の整備促進を求める意見書	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

今定例会では、賛否の分かれた議案はありませんでした。

主な質疑

議案に対する
委員会・本会議での
議員の質疑・意見です

議案 No.78

職員の給与に関する条例の一部改正

問 新型コロナウイルス感染症防疫作業に関する特殊勤務手当の額の相違は。

答 作業一日につき3千円が基本。感染症患者に直接触れる場合は一日につき4千円となる。

問 どのような作業が4千円に該当するのか。

答 一般的には感染リスクの高い医師が行う診察や看護師が行う看護などがあるが、本市の場合は消防職員による救急搬送が主な作業と考えている。

問 4千円に該当する作業で「その他市長がこれに準ずると認める作業」はどのように定めるのか。

答 基準を別に設け、そこに作業内容を定めて運用していきたい。

問 条例の適用日を令和2年1月27日とする理由は。

答 改正された人事院規則の適用日に倣ったもの。

(9/7総務産業委員会)

議案 No.80

斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正

問 新斎場の名称を「田原市斎場」ではなく「田原市田原斎場」とした理由は。

答 既に「田原斎場」という名称は広く浸透しており、条例では田原市の施設であることを明確に示すため「田原市田原斎場」とした。

問 条文中の「使用」を「利用」に改

答 めた理由は。

問 地方自治法上の表記に合わせた。附則の「この条例は規則で定める日から施行する」とした理由は。

答 令和3年4月の供用開始を目指しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、工事の工期や備品の納期などに影響が出る可能性があり、供用開始の時期が確定できないため。

